

日時：令和8年1月29日（木）

場所：栃木県総合文化センター 特別会議室

令和7年度とちぎ公労使共同会議

会 議 録

令和7年度とちぎ公労使共同会議

1 開催年月日 令和8年1月29日(木) 10:30～11:55

2 開催場所 栃木県総合文化センター 特別会議室

3 出席者

構成員 鈴木達朗(代理 鈴木健治)

野原正祥

青木剛

菊池薫

菅俣宗良

中島一実

福田富一

鱒渕繁義

赤羽始

瀧田隆

杉山晴治

川口秀人

早川聡

齋藤裕紀

オブザーバー 武田雅弘

田邊勇輝

菊地誠治

栃木産業保健総合支援センター

大島充

4 次 第

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 出席者の紹介
4. 議題
 - (1) 令和7年度取組内容について
 - ①事務局説明
 - ②構成員からの説明
 - (2) 令和8年度取組内容について
 - ①共同メッセージ（案）について事務局説明
 - ②意見交換
 - ③共同メッセージの発表
5. 閉会

司会（大津雇用環境・均等室長） 開会前ではございますが、席に置いております資料の確認をいたします。まず、資料右から令和7年度とちぎ公労使共同会議次第、令和7年度とちぎ公労使共同会議出席者名簿、令和7年度とちぎ公労使共同会議席次表、その次に大きなクリップでとめてある栃木労働局資料の中に入っている資料としまして、1. とちぎ公労使共同宣言、2. とちぎ公労使共同会議設置要綱、3. 令和7年度とちぎ公労使共同会議の取組、4. 令和7年度とちぎ公労使共同会議各構成員団体の取組内容、5. 令和7年度とちぎ公労使共同会議栃木労働局説明資料、6. とちぎ版構造的な賃上げ支援に関わるハンドブック（令和8年1月）、7. とちぎ公労使共同会議「共同メッセージ」（案）となっております。

もう一つ大きなクリップでとめてある各構成員団体資料といたしまして、1. とちぎ奨学金返還企業応援事業のご案内・とちぎ賃上げ環境整備促進補助金のご案内というチラシ、2. 中小企業・小規模事業者の賃上げ支援策について、3. 適正な価格転嫁の実現に向けた取組、4. 2026 春季生活闘争 取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト。この後は参考資料となります。5. 官公需における価格転嫁の取組について、6. 各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について、7. 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組について。これがクリップ止めの資料となっております。

さらに、本日机上配付いたしました資料が2点ございます。1つ目が「治療と仕事の両立について相談できます！」という冊子、もう一つが「治療と仕事の両立が当たり前の社会に！」という冊子です。もし資料に不足等がありましたら事務局にお声がけください。よろしくお願いいたします。

なお、配席につきましては議事進行の関係でこのような配置といたしましたので御了承ください。

それでは定刻ですので、ただいまから令和7年度とちぎ公労使共同会議を開催いたします。進行は、議長に議事を進めていただくまでの間、私、栃木労働局雇用環境・均等室長の大津が行います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は12時終了を予定しておりますので、議事進行に御協力をお願いいたします。

本日は、福田知事をはじめ、労使団体を代表する皆様方にお集まりいただ

きまして感謝申し上げます。

本会議は、令和5年3月10日に採択されたとちぎ公労使共同宣言をもとに、栃木県内の働く環境の整備や社会・経済活動を進める上での諸課題に対応していくため、各構成員団体が推進している取組の取りまとめを行うとともに、当該実現に向けた意志を統一するための会議で、今回が4回目の開催となっております。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

議題1. 主催者挨拶。はじめに、栃木労働局長の川口より御挨拶申し上げます。

川口栃木労働局長 皆様、おはようございます。厚生労働省栃木労働局長の川口でございます。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より労働行政に御理解・御協力を賜りまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

さて、1月27日火曜日に経団連本部と連合本部のトップ同士によります会談が行われておりまして、2026年（令和8年）の春季労使交渉、いわゆる春闘が事実上スタートいたしました。

一方、厚生労働省の毎月勤労統計調査（まいきん）によりますと、物価の動きを調整した実質賃金につきましては、昨年11月まで11か月連続でマイナスが続いているという状況です。昨年、2025年の春闘におきましては、賃上げ率が5%台、5.25%という数字が出ており、33年ぶりの高水準でありました一昨年を上回る賃上げ率が出ておりました。2026年の春闘がどうなるのか、3年連続で5%台の賃金引上げが実現するかが焦点となっております。

2026年の春季労使交渉に向けましては、政府としては、昨年11月25日に高市総理大臣と労使団体の代表者によります政労使の意見交換が行われております。これは一般には政労使会議と申します。物価上昇を上回る賃上げの流れを国内全体、県内中小企業にも波及させていくためには、政府だけではなく、それぞれの地域で議論することも重要との考えから、今年度におきましても、各地で地方版の政労使会議で議論が行われております。

ここで一つ気になる報道がありました。厚生労働省では今月23日に発表した人口動態統計の速報値が出ておりました。その中で、昨年1月から11月までに生まれた赤ちゃんの数、いわゆる出生数が、前年同期比で2.5%減の

64万5,255人という数字でした。これは外国人を含む数字ということでありまして、少子化に全く歯止めがかかっていないという状況をあらわす数字だと捉えております。

政府は、昨年11月18日に我が国最大の問題は人口減少であるとの認識に立ちまして、若者や女性を含む誰もがみずから選んだ地域で住み続けられる社会を実現するため、高市総理をトップとする人口戦略本部を設置いたしました。

本県に目を転じますと、福田知事からは、県内の最優先課題として人口減少と少子化対策を挙げておられまして、昨年設置されたとちぎ人口未来会議の御意見も踏まえまして、部局横断で取り組まれると表明されていると承知しております。

このように政府全体、あるいは県政の動きを踏まえまして、本日の会議は、本県におきましても賃金引上げに向けた機運を一層醸成する観点から、賃金引上げに向けた環境整備への取組でありますとか、価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保等の課題、課題解消のための方策などにつきまして、栃木版の政労使会議としての意見交換、情報共有をさせていただく場としたいと考えております。

また、これに加えまして、本県における最重要課題とされております人口減少と少子化対策に鑑みまして、人口減少下における多様な人材の活躍推進をもう一つの大きなテーマとして、本日は意見交換をさせていただければと考えております。

本日の意見交換を踏まえまして、本県におきまして、賃金上昇が物価上昇を上回る経済の実現とともに、多様な人材の活躍、若者や女性にも選ばれる栃木を実現するために何ができるのか、必要な取組について皆様方との共通認識となる共同メッセージを本日取りまとめていきたいと考えております。

限られた時間ではありますが、皆様と実りある意見交換を行いまして、構造的かつ持続的な賃金引上げ及び多様な人材の活躍支援の実現に向けた機運醸成とともに、今後具体的な取組が図られるという共通認識が得られることを御期待申し上げまして、私からの御挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会（大津雇用環境・均等室長） ありがとうございます。続きまして、栃木県知事福

田様、よろしくお願ひいたします。

福田栃木県知事 皆さん、おはようございます。とちぎ公労使共同会議、各構成員の皆様方には大変お寒い中、お忙しい中、御出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。また、日ごろから県政の運営にさまざまな分野で御支援をいただいております。改めてこの場をおかりして御礼を申し上げます。

さて、県内の経済状況ですけれども、長引く物価高騰や深刻な人手不足、米国の関税措置等の影響によりまして、依然として厳しい状況が続いております。こうしたことから、県といたしましては、これまでの各種取組に加えまして、さきの県議会で成立した補正予算により、中小企業等の賃上げ環境の整備や生産性向上をより一層支援し、県内経済の好循環に向け取り組んでいるところであります。

本日の会議におきましては、主要なテーマであります賃金引上げに向けて、企業への支援や機運醸成に経済団体、労働団体、行政機関が連携してオール栃木体制で取り組むことを確認するとともに、多様な人材の活躍促進につきましても、労働者や企業の実情を踏まえた忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、構成員団体の皆様方にはぜひとも活発な御発言をお願いしたいと思います。

なお、今、川口局長からお話をいただきましたように、県は去年の人口未来会議での意見を踏まえまして、現在、アクションプランの取りまとめを各企業・団体をお願いしております。これは64項目のマングラチャートの中から、自分の事業所では何を重点に取り組むかを選択してもらうものです。人口減、あるいは女性活躍、働き方改革、子育て支援など多岐にわたる64項目ですけれども、各団体の事務局までは届いているのですが、会員企業まではなかなか下りていかない。また下りていったとしても、人口減少問題の克服について、企業のトップとして自分事としてはとらえていない人が多数いらっしゃるって、なかなか笛吹けど踊らずという状況にあります。

今日お集まりの皆様方には、引き続き県全体で意識を共有しながら、人口減少に少しでも反転攻勢がかけられるよう取組を進めていきたいと考えておりますので、御支援をお願い申し上げます。

本日の会議が本県の雇用環境の向上並びに産業の発展につながりますことを大いに御期待申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

司会（大津雇用環境・均等室長） ありがとうございます。福田県知事におかれましては、次の公務の御都合によりここで退席されます。

続きまして、当会議の構成員団体を代表し、出席される方々の御紹介をいたします。本来であれば皆様全員に御挨拶をいただくところではありますが、お時間の都合もありますので、配付しております出席者名簿に代えさせていただきます。なお、栃木県経営者協会様の出席者につきましては、専務理事の鈴木達朗様の予定でしたが、急遽部長の鈴木健治様となりましたことをお伝えいたします。また、今回はとちぎ公労使共同会議設置要綱2（3）に基づきまして、栃木産業保健総合支援センター様にも御参加いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これからの議事につきましては、とちぎ公労使共同会議設置要綱2（2）によりまして、議長の川口栃木労働局長に進行をお願いいたします。川口議長、よろしく願いいたします。

川口議長 それでは、早速ですが「3. 議題」に入ります。（1）令和7年度取組内容につきまして事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大津雇用環境・均等室長） 事務局です。令和7年度取組内容について御説明いたします。資料は大きなクリップでとめてあります栃木労働局資料のインデックスのうち、「4. 令和7年度とちぎ公労使共同会議各構成員団体の取組内容」を御覧ください。なお、失礼ながら着座で御説明いたします。

昨年3月7日のとちぎ公労使共同会議において、今年度の取組テーマとして4項目が定められたところです。①賃金引上げの機運醸成、②労務費や物価上昇分の価格転嫁、③女性・若者の活躍、④働く環境整備に役立つ情報発信となっております。これらについて栃木労働局が今年度いたしました取組のうち、限られた時間でもありますので、中心的なものを御報告いたします。

まず、「①賃金引上げの機運醸成」についてです。ページが右下に振ってありますが、4ページをお開きください。生産性向上による賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金など8つの助成金を「賃上げ支援助成金パッケージ」として周知するとともに、県内使用者団体や栃木県様との連携により、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を設置いたしました。こうした取組の結

果、賃上げ支援助成金パッケージの一つである業務改善助成金については、今年度も多数の事業所様に御活用いただいたところです。

また、短時間労働者等の待遇について、同一労働同一賃金の遵守の徹底を図るため、各労働基準監督署が定期監督などの際に回収しました同一労働同一賃金チェックリストなどをもとに、報告徴収、指導監督を実施しました。

また、昨年9月からは、各労働基準監督署が行う集団指導等において、同一労働同一賃金の遵守に向けた要請及び自主点検の実施をはじめ、非正規雇用労働者の処遇改善につなげているところです。

次に「③女性・若者の活躍」については、資料11、12ページを御覧ください。若年者地域連携事業として、栃木県と連携し、大学等卒業予定者及び同学歴卒業後3年以内の者、35歳以下の求職者を対象に、年3回の合同就職説明会、通称とちぎ就活フェスを実施しております。

また、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法に基づき、企業における男女間賃金差異の要因分析や雇用管理・改善を促進するための助言などを実施しております。

常用労働者数101人以上の企業に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を義務づける改正女性活躍推進法が成立しているところですが、説明会における法説明や資料配布を行うなど、周知徹底を図っております。

さらに、改正育児・介護休業法について、特別相談窓口を設置し相談対応を強化しております。

女性活躍推進法や次世代法に基づく認定制度である「えるぼし」や「くるみん」については、企業に対して認定の勧奨をしていることにより、着実に県内の認定企業数が増えております。

また、「地方創生2.0」を踏まえた若者や女性にも選ばれる地方に向けた取組を進める地方自治体、県内ですと栃木県様、足利市・佐野市・矢板市様と連携しまして、働き方の課題への対応となる取組の支援をしております。

「④働く環境整備に役立つ情報発信」については、資料14ページを御覧ください。賃上げ支援助成金パッケージの一つである業務改善助成金などの活用により、生産性向上に係る設備投資をするとともに賃金引上げを図った事例を、とちぎ公労使共同会議特設ステージにおいて紹介しております。

また、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施された事業主様に対して助成するキャリアア

ップ助成金について、年金事務所が主催する社会保険制度説明会において説明を実施し、周知を図ったところです。

事務局からは以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして、各構成員からの御説明をいただきたいと思えます。誠に恐縮ですが、時間の関係で2分程度での御説明をお願いします。まずは栃木県の取組につきまして、栃木県産業労働観光部長の鱒渕様、よろしくお願ひいたします。

鱒渕栃木県産業労働観光部長 栃木県の産業労働観光部長の鱒渕です。皆様方には産業労働観光行政の推進に当たりまして格別の御支援・御協力を賜っていることを、この場をおかりして御礼を申し上げます。

非常に項目が多いので、2分という時間ですので抜粋して御説明いたします。

まず「①賃金引上げの機運の醸成」ですが、資料4ページを御覧ください。①の1つ目、本年度から新たに開始した取組として、5%以上の賃上げ及び企業内の男女間格差の是正に取り組む中小企業等に対しまして、賃上げを実施した従業員1人当たり5万円、最大100万円を支給するものです。1月13日現在で700社以上、約6,000人分の賃上げを支援しているところです。

2つ目は、国の総合経済対策に基づいた12月補正予算で事業化したもので、最低賃金を一定額以上上回る賃金水準の中小企業が賃上げを実施しまして、生産性向上につながる設備投資を行った場合に、その経費の一部を助成するものです。本日水色のチラシを配布いたしましたが、1月23日から交付申請の受付を開始いたしましたので、構成員団体の皆様、有用で中小企業にとっては使いやすい補助金だと自負しております。ぜひ有効に御活用いただければと考えております。

「②労務費や物価上昇分による価格転嫁」については、資料7ページを御覧ください。国の労務費転嫁の指針や県内企業における価格転嫁や価格交渉に成功した好事例について積極的に周知をということで、私どもは価格転嫁好事例集などもつくって積極的に周知を図っております。商工団体の支援や団体協約制度の普及にも取り組んでいるところです。

「③女性・若者の活躍」につきましては、資料10ページから11ページに

書いております。10 ページの一番下の欄に入っておりますが、11 ページの上から3つ目を御紹介いたします。県内企業に就職した新卒者の奨学金の返還を支援しております。本日御参加いただいております足利銀行様、栃木銀行様、経済同友会様など、県内の経済団体もしくは事業者の皆様にご協力をいただきながら実施している事業です。今年度は、これまで新卒者に限定していましたが、新たに従業員が返還中の奨学金、つまり中途採用者や、もしくは既に新卒者ではなく返還中の奨学金を持っている従業員に対して、企業の皆様が代理返還もしくは金銭支給を行った場合に、支給額の一部を助成する取組を開始したところです。

こうした事業によりまして、県内企業への若者の就職・定着を促進しまして、若者にとって魅力ある県内企業を増加させていきたいと考えているところです。

以上、早口で恐縮ですが主なものを御紹介いたしました。説明は以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして、関東経済産業局地域経済部長の杉山様より経済産業関係の取組につきまして御説明をお願いいたします。

杉山地域経済部長（関東経済産業局） 関東経済産業局地域経済部の杉山です。皆様方には日ごろより経済産業行政に御理解と御協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

資料に基づきまして御説明いたします。まず2ページを御参照ください。初めに賃上げの現状について申し上げます。春季労使交渉では高い賃上げが続いておりますけれども、実質賃金の改善にはまだ十分結びついていないのが現状です。賃金の上昇が消費を生み、需要の増加が設備投資や技術革新を促し、さらなる賃上げにつながるという好循環を実現するためにも、賃上げは極めて重要な課題と認識しているところです。

そのためのポイントは2つあると思っております。第1に生産性向上です。企業が付加価値を高め持続的に賃金の引上げられる環境を整えることが不可欠です。

資料11ページを御覧ください。令和7年度補正予算に基づきまして、省力化投資や設備投資に活用できる補助金やハンズオン支援などのソフト支援を幅広く用意しております。

また、特設サイトの開設や労働局の皆様にも御協力をいただきました賃上げ支援キャラバンの開催など、施策の周知にも努めております。

資料 20 ページを御覧ください。こちらに重点支援地方交付金について掲載しております。今年度から中小企業、小規模事業者の賃上げ環境整備を推奨事業に追加しております。地域の実情に応じた支援に向けて、積極的な活用を御検討いただければと思っております。

ポイントの2つ目ですが、取引の適正化です。資料 28、29 ページです。本年1月1日に中小受託取引適正化法及び受託中小企業振興法が施行されまして、一方的な価格決定や手形払いの禁止など、取引慣行の見直しが行われました。また、対象取引に運送委託が追加されるなど、規制の範囲も拡大しているところです。

資料 30 ページを御覧ください。毎年9月と3月に価格交渉促進月間後にフォローアップ調査を実施しており、その結果を掲載しております。全体として転嫁率は改善しているところですが、転嫁が進まない企業との二極化が続いているところです。

資料 34 ページに都県別の状況を入れております。当局管内には全国平均より転嫁率が低い自治体が多く、栃木県様におきましても、発注側・受注側いずれにおいても全国平均を下回っている状況です。

資料 36 ページを御覧ください。こちらには当局管内での好事例を掲載しております。よろず支援拠点やパートナーシップ構築宣言を活用した成功例がある一方で、競争が激しく価格転嫁が難しい、支払い条件の改善が必要といった声も寄せられております。こうした現状を踏まえまして、引き続きサプライチェーン全体で適切な価格転嫁が定着するよう、法律の執行やソフト支援に粘り強く取り組んでまいります。

最後に、生産性向上と取引の適正化を車の両輪としまして、実質賃金の引き上げにつながる経済の好循環の実現に全力で取り組んでまいります。

この取組は私ども行政だけではなしえませんが、この場に参画されている皆様方を初めとした皆様方と一丸となって進めていく必要があります。引き続き御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

川口議長

ありがとうございました。国と県の関係について御紹介いただきました。続きまして労側、使側それぞれの代表の方から御説明をいただきたいと思

ます。初めに日本労働組合総連合会栃木県連合会中島会長、よろしく願いいたします。

中島会長（日本労働組合総連合会栃木県連合会） それでは、これから連合栃木としての県内の労働界、県内には31の産業別労働組合がありますが、その中に約10万人の組合員がおりますので、その内容について御報告申し上げます。

まず、労働局にも提出いたしました。労働局の資料では2ページの一番上にありますが、連合栃木としても、まさに来週、再来週から春闘が本格的にスタートして要求行動に入っておりますが、この中におきましても、先ほど知事からお話がありましたように、名目賃金は上がっておりますけれども、実質賃金、いわゆる手取りについては上がっている状況ではありませんので、可処分所得がふえていない状況にあります。この中での取組として、5%を超える賃金引上げが昨年、一昨年と続きましたけれども、今年もさらにそれを上回っていかねばいけないという中での取組です。

ほかにも労働局からいろいろな資料を提供していただいております。企業側への各種助成金の有効活用を促すような案内をさせていただいたり、私たちは地域協議会6事務所を県内に持っておりますが、その中におきましても冊子を配布したりしております。あるいはその中で、春闘で中小労働組合の交渉力強化につなげるための学習会等も開催しております。賃上げの機運醸成についてはそのような報告をいたします。

2つ目の労務費の物価上昇分の価格転嫁については、さきの1月19日に行われた我々の執行委員会の中で、春闘の取組の方針においても確認をいたしましたと同時に、取引適正化と価格転嫁の自主点検を促すようなチェックリストをつくりました。ここには構成組織（27産業別労働組合）と書いてありますが、実質、今県内には31の産業別労働組合があります。別紙の構成員団体の資料からしますとインデックス4つ目にA4縦のもので「今春闘における取引適正化そして価格転嫁に関するチェックリスト」があり、これを活用しております。これも交渉の上できちんと確認していく取組をし、特に中小企業と大企業とで格差も生まれておりますのでその辺を進めていくものです。

3つ目の女性・若者の活躍という部分におきましても、先ほど知事からもありました人口未来アクションプランの中におきまして、我々としても産前・

産後のケアの充実や高リスク出産や不妊治療への支援などを重点的に行っております。

ここに記載はありませんが、私たち連合栃木として、年間2回の「恋コン」という男女の出会いの場を設定しております。実は昨日も構成組織の中で結婚に結びつきましたという報告をいただきました。なかなか出会いの場はつくっても、その後の追跡調査となるとデリケートなところもありますのでなかなかできていない状況ではありますが、それらも含めて県内で結婚し、子を産み育てやすい環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

最後の4つ目、情報発信の関係ですが、労働局の資料の13ページに公労使共同会議のいろいろなステージにおきまして、また県内の6事務所等におきましても、情報発信を県内の31産業別労働組合に対して、県内に10万人に。先ほど県知事からもありましたが、末端まで行っているかというとなかなか薄いところがあるのも事実ですので、我々としてはその辺も含めて全ての構成組織、組合員まで浸透するような取組を進めていきたいと考えております。連合栃木からは以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして使用者団体、経済団体から御説明をお願いいたします。初めに栃木県経営者協会部長の鈴木様よりお願いいたします。

鈴木部長（栃木県経営者協会） 栃木県経営者協会の鈴木と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。本日、出席するはずであった専務理事の鈴木がぎっくり腰で移動ができなくなってしまったということで、代理出席させていただきます。よろしく申し上げます。

私ども経営者協会の令和7年度を取組内容を御報告いたします。

まず、私どもは賃上げの必要性は重々認識しております。ただし、各企業さんの原資、つまり稼ぎ出す力、価格転嫁、生産性向上が必要不可欠だと思っております。現場の中小企業は依然として厳しい状況にあります。そういったこともありますので、各種支援策の使いやすさがかぎになるかと思ひまして、そのあたりの周知に力を入れております。経団連が示す賃上げのモメンタム維持や人への投資の考え方を周知、啓発して、260ほどの会員企業さん向けに賃上げの醸成を図るとともに、支援策についても周知しているところ

ろです。

多様な人材の活用については、セミナーで周知の対応をしているという状況です。以上です。

川口議長 ありがとうございました。続きまして、栃木県商工会議所連合会専務理事、野原様、お願いいたします。

野原専務理事（栃木県商工会議所連合会） 商工会議所連合会の野原です。商工会議所連合会では賃上げ機運の醸成や労務費、物価上昇分の価格転嫁等々につきまして、会員であります県内9つの商工会議所に対して周知・広報や情報発信等を行っております。各商工会議所の会員事業所は県内で2万5,000事業所ほどありますが、各商工会議所においては、会員事業所への相談の充実やセミナーの開催、あるいは国や県等が開催するセミナーへの参加を促すなどの取組をしたところではあります。

商工会議所連合会といたしましては、資料の③、8ページになりますが、毎年9月に商工会議所議員大会を開催しております。そこで県内商工会議所の総意として行政等への要望・提言を決議しております。令和7年度の第62回議員大会におきまして決議した45項目の中の新規項目といたしまして、若者、とりわけ女性が働きたくなるとちぎの実現についてということを取り上げまして、県に対して戦略のさらなる充実・強化を要望したところではあります。以上です。

川口議長 ありがとうございました。続きまして、栃木県商工会連合会専務理事の青木様、よろしくお願いいたします。

青木専務理事（栃木県商工会連合会） こんにちは。栃木県商工会連合会専務理事の青木です。まず、①の賃上げ、②の価格転嫁について、私どもの上部団体であります全国商工会連合会が令和7年11月に実施しましたアンケート調査によりますと、中小企業・小規模事業者は、終わりが見えない物価上昇の中で、76%の事業者がほぼ価格転嫁できていない状況にあるという回答がありました。こうした中にありまして、営業利益が減少していても事業者の80%は賃上げを行っており、うち37%は4%を上回る賃上げを行っております。身を削

るようにして実施しているというような結果を得ております。

また、支援策の活用の状況では、申請の手間や時期を理由に、活用したいが問題があって利用できないという回答が22.4%ほどありました。支援策の活用を断念している事業者が一定数存在するという結論を得ております。

このような中にありまして、本県では、2ページ、6ページにありますとおり、県の小規模補助金によりますエキスパート派遣事業によりまして、2件の専門家派遣を実施しております。また、事業者向けセミナーを1回開催し、各種助成金や補助金活用の説明を行っております。さらに支援する側である職員向けにも、県の補助金によります価格転嫁セミナーを、業種ごとに分けて6回ほど開催しております。支援する側の職員は8割ほど出席しております。

また、価格転嫁促進月間の周知や労務費転嫁指針の改正につきましても、当会ホームページ等に掲載し、周知に努めた次第です。

③女性・若者の活躍につきましても、8ページにありますとおり、県内33商工会に設置しております青年部員や女性部員を対象に、機会のあるごとに情報の提供や周知を行っております。

また、④情報発信については、今回記載が漏れましたが、県内の商工会向け会報を年4回、約2万部発行しておりますが、こちらで賃上げ支援助成金パッケージや最低賃金引上げに伴う支援の後押しや強化についての記事掲載を行っております。ホームページでの案内も併せて行っております。

価格転嫁や賃上げにつきましても、必要な支援策としては何が求められているかということ、経済対策の実施が最も多く、支援制度の手続の簡略化や拡充の要望が続いております。

また、社会保障の負担軽減も多く寄せられているという状況です。

商工会は、身近な支援機関としてこれからも周知徹底に進めてまいりたいと存じます。以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして、栃木県中小企業団体中央会専務理事菊池様、お願いいたします。

菊池専務理事（栃木県中小企業団体中央会） 中央会の菊池です。よろしく申し上げます。まず資料に基づきまして御説明いたします。

2 ページの賃上げについてですが、下から2つ目のコラムを御覧ください。中央会は、大幅賃上げ特例によって補助上限の引上げや、最低賃金引上げ特例によって補助率のアップがある、いわゆる省力化補助金と、ものづくり補助金の地域事務局を担っております。その中で、県内の事業者に対しまして補助金の活用を推進しているという状況です。

続きまして、②です。6 ページの中ほどを御覧ください。先ほどお話がありました取適法の施行がありましたので、こちらについては労務費、価格転嫁について、毎月発行しております『中央会 Monthly とちぎ』という機関紙3月号でわかりやすく周知してPRしたいと考えております。

そのほかに、記載はありませんが団体協約活用促進事業によりまして、専門家を活用して推進を図っております。

続きまして、③の女性・若者の活躍につきましては、資料8 ページを御覧ください。一番下のコラムが中央会です。こちらについては先ほど来お話が出ています未来会議において作成を促すことになった「とちぎ人口未来アクションプラン」について、まずは中央会自体がプランを作成いたしました。その中で、今後はそういった経験を生かしまして各会員企業・団体に周知して、こんなのができたよ、こんな所がいいよ、こういうのがあってこういう事がよくなったよ、というようなPRを具体的にしていきたいと思っております。

最後は、④情報発信についてですが、いろいろな場を通じて個別に情報発信しておりますが、先ほど少しお話をしました、機関紙『中央会 Monthly とちぎ』を毎月発行しておりますので、こちらも活用しながら、タイムリーな時期にタイムリーな話題を提供してまいりたいと思っております。説明は以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして栃木県経済同友会専務理事菅侯様、よろしく願いいたします。

菅侯専務理事（栃木県経済同友会） 栃木県経済同友会の菅侯です。よろしく願いいたします。

私ども同友会については、資料の2 ページの一番下を御覧ください。ポツの1 つ目は、会員に周知しておりますということで、これはすべて共通です。

2 つ目のところは同友会のオリジナルといえますか、私ども同友会では企業の経営者の方が個人の資格で会員になっていただいております。そして県の

発展、経済界の活性化を目的に調査・研究などの活動を行っております。調査・研究のために各種委員会を設置していますが、その中の生産性向上委員会におきまして、まさに生産性の向上、賃上げ原資をいかに稼ぐかという調査・研究を現在実施しております。

その中の話の一つとして、エンゲージメントの向上、すなわち人財にいか
に投資していくかというのが話題に出ておりまして、関係者のいろいろなお話を伺いながら、こういった形がいいのかという研究を進めております。同
友会としては以上です。

川口議長 ありがとうございます。経済団体からの御説明は以上です。続きまして
経済団体ともつながるかと思えます、金融機関の方にお願ひします。足利銀
行執行役員人事部長早川様、よろしくお願ひいたします。

早川執行役員人事部長（足利銀行） 足利銀行人事部の早川です。よろしくお願ひいたし
ます。

資料3ページの賃金引上げの機運の醸成というところに、私どもの取組を
記載しております。こちらに記載しているのは、持続的な成長と生産性向上
など抽象的な言葉が書いてありますが、要は、ベースアップをやりながら賃
金引上げと生産性向上に取り組んでまいりました。

3年連続でベースアップをしてきましたが、一方で、ベースアップをして
いくためには、生産性向上が伴っていかないと持続可能性が伴ってきません。
エンゲージメントを上げるためにどのような取組をしているかということ
で、各支店の中で自主的に仕事に取り組ませるためのディスカッションをやる
ということに今、特に力を入れて取り組んでおります。どうしたらお客様の役
に立てるか、その結果として生産性が上がっていくか、収益が向上するか、
そういったものを自主的に取り組んでいくという取組をやっております。そ
うした結果、エンゲージメントサーベイを継続的にやっているところですが、
年々上昇・改善しております。

それから賃上げの話としては、ポイントが幾つかあると思ひます。年々採
用環境が難しくなっている中で、新卒採用の確保に向けて、初任給の引上げ
をここまで強く取り組んできたところでしたが、結果としてベテラン層、シ
ニア層の賃金水準がやや相対的に見劣りしてきているところがありまして、

令和7年度の取組としては、シニア層に向けた賃金の引上げを特に行いました。どういうことかといいますと、成果に応じて支給する割合を少し強めて、貢献していただいた方に報酬を多くするといった取組をしたところ、シニア層の従業員の皆様のエンゲージメントが大きく上がったということが成果としてございました。

もう一点、賃金の問題の中で、男女間の賃金格差の大きさがあります。私ども足利銀行では男女の比率は大体半々ですが、やはりどうしても役割の担い方や職位の上がり方は男性と女性で違ってしまっています。その結果として男女の賃金格差がありました。

そういったところへの対応として、資料9ページの女性・若者の活躍を御覧ください。こちらに記載したのは細かい具体的な話ですが、目指すところは、キャリアビジョンをどう明確化させていくかという取組です。そういった取組を通して、女性の上位職への登用や男性と同じような役割の担い方のところで、少しずつですが修復していくことができおまして、賃金格差を徐々にですが縮小させていく取組をしているところです。以上です。

川口議長 ありがとうございます。続きまして栃木銀行人事部長齋藤様、よろしく
お願いいたします。

齋藤人事部長（栃木銀行） 栃木銀行の齋藤です。よろしくお願いいたします。

まず1項目目、賃金引上げ機運の醸成ということで、3ページを御覧ください。今足利銀行様からお話がありましたように、手前どもも初任給の引上げ並びにベースアップを3年連続して行っております。令和5年度、6年度、今年度につきましては、ベースアップ5.1%を実施しております。また、来年度、今年4月の初任給につきましてもさらに2万円引上げるということで、リリースを既に行っている状態です。それに伴いまして、既存職員についても、よりベースアップしていくという形で既に発信しているところです。

一方で、賃上げと別に、職員のファイナンシャルウェルビーイングも含めまして、当行は行員持株会を職員ができるのですが、その奨励金の付与率を5%から100%に引き上げました。これは既に実施しております。ただしこれは金額の上限は決めている中での実施です。

続きまして、②労務費や物価上昇分の価格転嫁ということで、6ページを

お聞きください。御存じのように、日銀の金融政策に伴いまして市場金利が引上げになっております。市場金利や政策金利の引上げに伴いまして、預金金利、貸出金利の引上げも都度実施しております。

併せて、こちらが業務を受けている各種ベンダーから料金改定の依頼がありますが、こちらも手前どもも柔軟に対応している状況です。

③女性・若者の活躍です。9ページを御覧ください。女性につきまして、育児、介護等の法制度が決まっておりますが、それ以上に拡充した形で、特に各種育児支援の対象を小学6年生まで既に上げた形で対応しております。

また、フレックスタイム制を導入しておりまして、育児や介護に直面している職員に対して、フレキシブルな時間設定をしているところです。

また、若者の件につきましても、当行の役員が各営業店に行きまして直接対話するというのを毎月実施している状況です。それに伴いまして経営と若者の間のコミュニケーションの充実、またその意識を合わせていく形で活動しております。

最後に、情報発信です。13ページを御覧ください。先ほどベースアップの部分は御説明しましたが、そちらの部分のニュースリリースをするとともに、今焦点が当たっている生成AI等のサービス等についてもリリースしております。

また、今いろいろあると思いますが、各事業主に対していろいろな補助金の御案内をするとともに、その補助金の活用のセミナーを実施しております。補助金の案内だけでなく、内容までお伝えした上で、積極的に御活用いただくよう御案内しております。当行は以上です。

川口議長 ありがとうございます。金融機関の代表からの御説明でした。続きまして、市町代表の方から取組内容について御説明をお願いいたします。初めに栃木県市長会、宇都宮市商工振興課長赤羽様より栃木県市長会関係の取組について御説明をお願いいたします。

赤羽課長（栃木県市長会(宇都宮市)） 宇都宮市商工振興課の赤羽と申します。市長会ということで御紹介いただきましたが、こちらにつきましては宇都宮市のみの取組になってしまい申しわけありませんが、御説明いたします。

①賃金引上げ、②物価上昇分の価格転嫁につきましては、国・県で細やか

なメニューをつくられておりますので、市としてはそれらの周知を図っております。細かい説明は割愛いたします。

③女性・若者の活躍について、資料9ページが一番下から10ページを御覧ください。10ページの女性にスポットを当てた取組といたしましては、(4)事業所向けセミナーを市が実施しております。これは女性活躍に特化したものではありませんが、事業者の皆様がお困りになっていることの解決の手がかりをつかんでいただければということで、その都度テーマを設定してセミナーを実施しております。昨今、各企業は女性の活躍というところで課題をお持ちだということで、女性活躍をテーマとして行っております。そのほか外国人材をテーマにしたものなどにも取り組んでおります。

通常、こちらの事業所向けセミナーは講義形式で行っているのですが、今回は、各企業の人事担当者や女性管理職の方などに来ていただいて、うちの会社ではこういう課題があるとか、こういうところに困っているといったことを、グループワークで意見交換をしていただくようなセミナーを初めて実施し、参加者からは好評をいただいております。引き続きこういったセミナーなどを実施していければと思っております。

また、若者につきましては、9ページを御覧ください。9ページが一番下に「じぶん×未来フェアの実施」があります。このような会議のたびに「じぶん×未来フェア」を御紹介しているので、何回もお聞きになっている方もいらっしゃるかもしれませんが、一番わかりやすい事業なので改めて御紹介いたします。

高校生は、普通科の生徒さんも含め、職業系の高校に通っておられる方も今はほぼ大学に進学されます。宇都宮から離れて東京や各地方に出ていってしまう方が多いかと思いますが、大学生になって就活をするときに、そういえば宇都宮にこんな会社があったな、こんな仕事があったなということを出していただけるように、高校生のうちから職業体験を踏まえた体験イベントを実施しております。マロニエプラザで約50社にそれぞれブースを出していただき、単なる企業の説明だけではなく職業体験もできるような工夫を凝らしていただいたイベントを行っております。

課題としては、将来大学に行っても宇都宮に戻ってきてもらいたいというところでこのイベントをやっているのですが、参加していただいている高校は専門高等学校といった、すぐ就職に結びつくような高校生の参加が多くて、

いわゆる進学校のような普通科の学校にも来ていただきたいのですが、なかなかその辺の参加が得られません。高校に説明にお伺いしても、うちは進学校なので就職はまだ先ですということで現時点では御理解を得られていないというところがあります。そこを開拓できるように鋭意努力をしているところです。今でも、一部の普通科の生徒も御参加いただいておりますので、将来に結びつけて考えていただき、多くの進学校も引き込んでいけるように努力していきたいと思っております。簡単ですが以上です。

川口議長 ありがとうございました。続きまして町村会、茂木町商工観光課長の瀧田様、御説明をお願いいたします。

瀧田課長（栃木県町村会（茂木町）） 茂木町の瀧田です。本日は町村会として出席しておりますが、茂木町の状況を中心にお話しいたします。資料4の3ページ、7ページ、10ページ、14ページを御参照ください。

さて、人口急減地域であります本町の中小企業におきましては、深刻な人材不足が続いており、特に製造業、建設業、林業、介護業界などでは、人材確保の取組が喫緊の課題となっております。県内の過疎地域においても同じような状況ではないかと考えております。ここ数年の物価上昇、人手不足を背景に賃上げの流れになっておりますが、継続的な賃上げを実現するための事業者支援を積極的に実施しております。本会議で作成されましたハンドブックを活用しまして、知事の挨拶にもありましたけれども、会員企業様へ各種支援制度の情報をしっかり周知していけるようにしたいと考えております。

10ページを御覧ください。町の女性・若者の活躍では、新規事業としてテレワークの人材育成事業を実施しました。町内在住・在勤の女性をターゲットとしたテレワーク入門講座を開催しました。本講座は栃木県が実施しております「栃木でじたるわ〜く女子プロジェクト」のプレ講座と位置づけまして、県事業への参加するための補助制度を創設し、女性の活躍の場を広げる取組を行いました。新年度も引き続き同様の取組を実施するとともに、町内の企業様と連携し、誕生したテレワーカー向けの仕事を生み出す取組も併せて実施していきたいと考えております。

本町では、人口減少が見込まれる将来におきまして、地域を存続させ活力あるまちづくりを推進するため、雇用、観光、子育て、教育、健康、環境な

どの振興を図ることで定住につなげていくことを、地方創生の戦略キーワードとしております。この視点に基づき、各分野の振興を図りながら定住人口を増やしまして、持続可能な人口構造へと変えていくということで、多分野にまたがる取組をこれからも一体的に進めていきたいと考えております。地域の事業者様はもとより、ここにお集まりの皆様と連携しながら、本会議の目的達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。御支援を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

川口議長 ありがとうございます。今まで令和7年度取組内容について御説明をいただきました。質疑の時間をとりたいのですが、この後令和8年度取組と共同メッセージについてお話しした後に質疑の時間を設けたいと思いますので、このまま進めたいと思います。

 それでは、議題(2)令和8年度取組内容についてと、共同メッセージ(案)について御説明をお願いいたします。

事務局(大津雇用環境・均等室長) 事務局です。資料はお手元の大きなクリップでとめである栃木労働局資料のうち、インデックス5と7を御覧ください。

 今回のとちぎ公労使共同会議においては、とちぎ公労使共同宣言の目的である魅力あふれる栃木の実現に向けて、事業所、働く方も含めた関係者に、広く本県における課題や取り組むべき事項を発信し、本会議の構成員の皆様及び県内各事業所にて取り組んでいただけるよう、令和8年度とちぎ公労使共同会議共同メッセージの採択を提案いたします。

 資料のインデックス7に共同メッセージ(案)がありますので読み上げます。

 とちぎ公労使共同会議「共同メッセージ」。

 賃金上昇が物価上昇を上回る経済の実現に向けて、賃上げの動きを持続的なものとし、その流れを県内中小企業・小規模事業者に波及させていくことが重要である。

 また、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う労働力不足に加え、若者や女性が県外に転出し、人手不足が深刻化していることから、多様な人材の確保と育成が、多くの企業の持続的発展に向けての課題となっている。

 「とちぎ公労使共同会議」では、こうした課題認識に対応していくため、

次に掲げる事項について各構成員が相互に連携・協力し、「オールとちぎ」で取り組むことを宣言する。

1. 物価上昇を上回る賃上げの実現

物価上昇を上回る賃上げを実現するため、企業の生産性向上、省力化投資、人への投資のための各支援策の周知とともに、その具体的活用事例を紹介いたします。

2. 価格転嫁・取引適正化の推進

物価上昇を上回る賃上げに必要な原資を確保するとともに、労務費や物価上昇分が適正に取引価格に反映されるよう、官公需を含めた価格転嫁、取引適正化を図るため、改正された「労務費転嫁指針」の周知と支援策の情報共有を図ります。

3. 多様な人材の活躍支援

雇用形態、年齢、性別、疾病・障害の有無、国籍、家庭環境等にかかわらず、その能力や経験を活かし、安心して働き続けられるよう、関連する法制度の周知や取組事例の共有化を図り、取組を支援します。

4. 「若者や女性にも選ばれる栃木」の実現

「栃木県人口未来会議」が取りまとめた「とちぎ人口減少克服宣言」を踏まえ、若者や女性にとって働きやすく、働きがいのある就労環境の実現を図るため、各団体・企業等に対し「とちぎ人口未来アクションプラン」の策定を促すほか、テレワークや選択的週休3日制、短時間勤務制度等といった柔軟な働き方を推進します。

では、共同メッセージ（案）に盛り込んだ内容、趣旨、労働局における取組について御説明いたします。

インデックス5番の資料を御覧ください。まずは物価上昇を上回る賃上げの実現と価格転嫁・取引適正化の推進についてです。

資料3ページを御覧ください。賃上げを起点とした好循環のイメージです。足元では賃金上昇、消費の増加、企業収益の増加など好循環が動き出しつつあります。こうした動きを持続させるため、2026年の賃上げが重要と認識しております。

賃金引上げに向けた厚生労働省の取組を御説明いたします。4ページのとおり、昨年10月1日に栃木県最低賃金が、12月31日には栃木県特定最低賃金が発効したところです。

加えて5ページでは、昨年11月に政府において取りまとめた総合経済対策のうち、賃上げ環境の整備に関する施策の御紹介をしております。生産性向上、価格転嫁の取引適正化など、あらゆる施策を総動員させることとしております。

6ページでは、賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策の御紹介です。厚生労働省は、労働市場全体の賃上げを支援する賃上げ支援助成金パッケージによる支援を行っております。また、各企業の賃上げに向けた取組に応じて、適した支援施策を御活用いただけるよう、労働基準監督署等を通じて事業主様への周知にも取り組んでおります。

7ページを御覧ください。本会議のホームページであるとちぎ公労使共同会議特設ステージにおいて、賃上げ支援助成金パッケージの一つである業務改善助成金を活用して、設備投資を図りつつ賃金引上げを行った事業所事例を御紹介しております。

8ページは、リスクリングに関する「国民運動」についての御紹介です。リスクリングの重要性への一層の理解促進のため、令和8年度から3年間を集中実施期間とした国民運動を展開する予定です。厚生労働省、労働局をはじめとする関係省庁と労使の皆様との連携により、地域の先進的な取組の紹介などに取り組むことで機運醸成につなげていきたいと考えておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

以上のとおり、物価上昇を上回る賃上げの実現のためには、生産性向上、省力化投資、人への投資、また労務費や物価上昇が適正に取引価格に転嫁されるよう、価格転嫁や取引適正化が必要不可欠であることから、共同メッセージ（案）に各種支援策の周知や活用事例の紹介、また改正された労務費転嫁指針の周知と支援策の情報共有を掲載したものです。

次に、多様な人材の活躍支援、女性や若者にも選ばれる栃木の実現について、共同メッセージ（案）に盛り込んだ趣旨及び労働局の取組について御説明いたします。

資料24ページから26ページを御覧ください。我が国の人口は、2030年には国内人口の3人に1人が65歳以上になると想定されています。本県の労働力人口についても減少傾向を示しております。また、本県の人口、年代別就業者は、いずれも65歳以上の増加率が大きくなっている一方で、44歳以下の年代のほとんどで減少しています。

このように、本県では若年層において就業者が減少しているところですが、資料 27 ページのとおり、当局においては、宇都宮新卒応援ハローワークを初めとした各ハローワークにおいて就職支援をしているほか、学生が将来就職活動を行う際に、栃木県の産業や企業について理解を深めておけるよう、関係団体の御協力もいただきながら、職業体験イベントである「ジョブフェスとちぎ 2025」を昨年 11 月に初めて開催いたしました。

続いて女性の活躍状況です。28 ページから 32 ページまで、女性に育児などの負担が偏り、出産・育児等を契機に正規雇用者として働き続けることができなくなっていることがうかがわれます。

資料 33 ページのとおり、当局においては、本年 4 月施行となる改正女性活躍推進法について、来月 25 日 14 時から宇都宮市文化会館における説明会開催などにより周知してまいります。

また、34 ページのとおり、昨年施行の改正育児・介護休業法についても、引き続き周知を図ってまいります。

35 ページを御覧ください。昨年は、人口減少問題の克服に向けて、栃木県人口未来会議において「とちぎ人口減少克服宣言」が取りまとめられましたが、この宣言に基づいて、当局においても「とちぎ人口未来アクションプラン」を策定しております。

36 ページ、37 ページを御覧ください。70 歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は 35.2%となっており、高齢者の安定した雇用機会や就業機会を確保するため、事業主に対して 70 歳までの就業確保措置の周知を図るなどの取組をしております。

38 ページ、39 ページを御覧ください。県内で働く障害者数は 21 年連続で対前年を上回りました。一方で、法定雇用率を達成していない企業が増加しております。当局においては、ハローワークによる就職支援による企業への雇用率達成指導を進めていくことに加え、特に障害者雇用ゼロ企業に対しては、精神・発達障害者雇用サポーターを活用して企業向けのチーム支援を行っているところですが。

40、41 ページを御覧ください。病気を抱えながらも働く意欲や能力のある労働者が、適切な治療を受けながら生き生きと就労を続けられることが重要です。治療と仕事の両立支援は労働施策総合推進法に基づく事業主の努力義務と位置づけられ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

42、43 ページを御覧ください。県内の外国人労働者数は過去最多となっております。当局では、外国人労働者の適正な雇用管理に関する相談等を行うとともに、ハローワークによる外国人を雇用する事業所訪問や外国人労働者雇用管理労務責任者講習の受講勧奨などに取り組んでおります。

44 ページを御覧ください。パートタイム労働や有期雇用労働は、働く時間に制約のある労働者等が従事しやすい一面があります。これらの方が能力を發揮し、働きや貢献に応じた待遇を得られるよう、労働局においては、パートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法に基づく行政指導、定期監督や、労働基準監督署の集団指導等における同一労働同一賃金の遵守に向けた要請を行っております。

45 ページのとおり、フリーランスについても計画的な調査を行うなど、安心して働ける環境整備に取り組んでおります。

46 ページを御覧ください。本日は栃木県市長会、町村会の方にも御出席いただいておりますが、労働局においては、国と地方公共団体が地域雇用の課題に対し共同で地域の雇用対策を推進するため、雇用対策協定の締結を推進しております。

また、47 ページのとおり、今後さらに人材が必要と見込まれている医療・介護・保育分野について、令和8年1月から令和8年3月末にかけて関係団体に対して訪問し、ハローワークの一層の活用依頼などを行うことで、就職・充足支援の取組を強化してまいります。

働く方の置かれた事情によって柔軟な働き方を選択できることで、働く一人一人が将来に展望を持て、また企業側にとっても人手不足の解消につながります。

48 ページのとおり、本県の総実労働時間は全国より長くなっております。

また、49 から 51 ページのとおり、本県における労働時間等の見直しのための取組は、特別休暇制度の導入は一定進んでいますが、フレックスタイム制やテレワークの導入は低くなっております。

52 ページのとおり、栃木働き方改革推進支援センターにおいて、働き方改革に関するさまざまな個別の御相談への対応やコンサルティング等を実施しているところです。

ここまで、若者、女性、高齢者、障害者、疾病のある方、外国人、さまざまな就労形態について御説明してまいりました。これらの方々は、人手不足

が深刻化している本県においては、多くの企業の持続的発展のためにも一層の活躍が期待される人材です。

以上から、共同メッセージ（案）に、関連する法制度の周知や取組事例の共有化、とちぎ人口未来アクションプランの策定促進、柔軟な働き方の推進を盛り込んだものです。

なお、共同メッセージ（案）が皆様に御賛同いただきました暁には、とちぎ公労使共同会議特設ステージ等において広く発信したいと存じます。

事務局の説明は以上です。

川口議長 ありがとうございます。それでは、ここからは意見交換の時間といたします。これまでの構成員からの御説明や御紹介いただきました取組、あるいは御説明がありました共同メッセージ（案）に関しまして、御質問、御意見などを自由に御発言いただきたいと思います。どなたでも構いませんので、御発言のある方は挙手にてお知らせください。いかがでしょうか。

菅俣専務理事（栃木県経済同友会） 経済同友会です。共同メッセージの内容ではないのですが、支援策の周知についてのお願いがあります。

これまでも情報発信については行政の皆様でも、いろいろやっただいていると思います。よく考えられたすばらしい数多くの支援策があるのですが、実はこれが私ども事業者の方にはなかなか届いていないというのが実情です。私どももホームページを工夫したり、いろいろやっているのですが、会員からは、行政のこれだけすばらしい支援策をどうして教えてくれなかったのかと言われます。事業者が自分で探しに行くのが当たり前ではないかと思われるでしょうが、そういう意見が多々出ております。恐らく情報へのアクセスの仕方、アプローチの仕方がうまくいっていないのだと思います。事業者側が足りないというのもあるのですが、行政側としても、発信の仕方について、発信するだけではなくて届けるという観点で一工夫していただければと思っています。

また、会員から出てくる話としては、情報収集では、金融機関や社会保険労務士の先生方との話の中で出てくるということを知ります。こういったルートが一つあるかと思っています。そのほかにどういう方法がいいですかと話を聞いたところ、総合窓口が欲しいということでした。今お話に出ましたが、

まさに働き方改革推進支援センターという窓口をつくっていただいたのに、それがあることが伝わっていないのです。ということがありまして、そのあたり事業者側がどうやって情報にアクセスするかという部分も含めて、一工夫していただければ、施策の実効性がより高まるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

川口議長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。今の御意見に対して、追加の御意見やこういう方法があるよといったお話がありましたら、意見交換ですのでいかがでしょう。大津室長、働き方改革推進支援センターの関係などでお話をいただけますか。

事務局（大津雇用環境・均等室長） 事務局です。ただいま総合窓口があったらいいのといったことで、支援策の充実とその周知について御意見をいただきました。

今日も御参加いただいておりますが、栃木労働局では、委託事業ではあります。栃木働き方改革推進支援センターを設置しております。こちらは働き方改革にまつわるさまざまな相談をお受けしております。無料でコンサルティングもやっている機関です。この支援メニューの中では、自社に合う助成金はこういったものがあるのか、どういうふうにやればいいのかといった御相談も承っております。

今の御意見は、せっかくそういういいセンターがあるのであれば、もっと周知をして多くの事業所様に御利用いただけるようにするのがいいのではないかと思います。もちろん、同センターについて周知に取り組んでいるところではあるのですが、まだまだ足りないという御指摘ですので、本日御参加の各団体様の御協力もいただきながら、一層の周知に努めてまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

川口議長 他によろしいですか。支援策が届いてない、支援策を断念されているというお話が青木様から。それはどうして届かないのかと思ったのですが。

青木専務理事（栃木県商工会連合会） どうしても中小・零細企業の場合は、仕事をするのが中心になってしまって、なかなかほかの事業承継などに頭が回らないのが現状だと思います。なかなか施策が使えないというのも、時期の問題や

情報の収集の仕方、またプッシュ型でこれからやっていくことが重要な点なのかなと思います。

広く広報・周知はしていますが、商工会や商工会議所さんとかほかの団体の職員さんや銀行員さん等も含めて情報をきちんと伝えていくことが重要な部分なのかなと思います。

川口議長 ありがとうございました。ほかに御質問、御意見等がありますでしょうか。関東経済産業局さんいかがでしょうか。

杉山部長（関東経済産業局） 御意見があったところは、我々も常日ごろから、情報発信については、いろいろ中小企業庁とも連携しながら発信を強化しているところ です。

今回、資料の9ページにも入れていますが、中小企業庁でもミラサポPlusというサイトを立ち上げて、さまざま企業さんにわかりやすいような情報発信をしております。また、相談窓口も御案内のとおりよろず支援拠点を設置して活動しております。

先ほど小規模事業者や零細企業さんのお話もありましたので、広く届くような仕組みといたしたところも意識しながら、今回御参加いただいている皆様とうまく連携しながら、地域企業への情報発信を取り組んでいきたいと思っております。引き続き御支援をぜひお願いいたします。

川口議長 ありがとうございました。ほかに、皆さんから何か御意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見交換はここまでといたします。皆様より御見解や御回答をいただきまして、本当にありがとうございました。

この会議は、各構成員団体が推進する取組の取りまとめを行うとともに、本県の課題を構成員間で共有し、課題解決に向けて公労使が一体となって取り組む旨をメッセージとして発信することによりまして、県内の賃金引上げなど、本県の諸課題の取組への機運の醸成を図るということでした。

そこで、先ほど事務局から説明・提案しました「とちぎ公労使共同会議共同メッセージ(案)」につきまして御承認をいただきまして、各構成員においても共同メッセージに関する取組を進めていただきたいと思います。いか

がでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川口議長 ありがとうございます。それでは、事務局から御説明した内容につきまして「オール栃木」で取り組んでいただくことといたしますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

事務局（大津雇用環境・均等室長） 御承認いただきありがとうございます。

川口議長 ありがとうございます。本日の会議では、冒頭申し上げましたとおり、賃金引上げや栃木県における諸課題解決に向けた機運を一層醸成するため、皆様と意見交換をさせていただきました。栃木県におきます賃金引上げ等に係る認識、そして多様な人材の活躍促進につきまして、共通認識ができたものと考えております。本日の意見交換を踏まえまして、取組を実施していただければと思っております。

 これまで議事進行に御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

 それでは事務局にお返しいたします。

事務局（大津雇用環境・均等室長） 事務局です。皆様、本日はさまざまな御意見をいただき、ありがとうございます。

 本日御承認いただきました共同メッセージに基づきまして、後日、事務局より各構成員団体様宛てに、今後の取組内容の予定や結果報告等の提出依頼をさせていただきます。

 また、最後に1点御報告いたします。とちぎ公労使共同会議として例年作成している、『とちぎ版構造的な賃上げ支援に関わるハンドブック』につきましては、今年度も皆様方の御協力をいただきまして、栃木労働局資料のインデックス6番のとおり、最新のものにアップデートすることができました。御協力ありがとうございます。このハンドブックは、既にとちぎ公労使共同会議特設ステージに掲載したところであることを御報告いたします。

 また、本日の会議の資料につきましては、後日、とちぎ公労使共同会議特

設ステージに掲載いたしますので、皆様、御承知おきください。

また、議事録につきましては、構成員の皆様にご確認をいただきました後、とちぎ公労使共同会議特設ステージに掲載いたしますので、その点もよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、令和7年度とちぎ公労使共同会議を閉会いたします。皆様ありがとうございました。